

一般社団法人日本施設園芸協会施設園芸等燃油価格高騰対策実施要領細則 一部改正新旧対照表 (案)

改正後	改正前
<p>施設園芸等燃油価格高騰対策実施要領細則</p> <p>日 施 園 第 1 7 号 平成 2 5 年 4 月 2 6 日 一般社団法人 日本施設園芸協会</p> <p>改正 平成 2 5 年 5 月 3 0 日 改正 平成 2 6 年 4 月 1 日 改正 平成 2 7 年 1 月 9 日 改正 平成 2 7 年 6 月 1 5 日 改正 平成 2 8 年 4 月 6 日 改正 平成 2 9 年 3 月 3 0 日 改正 平成 3 0 年 4 月 5 日 改正 平成 3 1 年 4 月 2 4 日 改正 令和 2 年 2 月 1 2 日 改正 令和 4 年 2 月 3 日 <u>改正 令和 4 年 3 月 1 0 日</u></p> <p>(略)</p>	<p>施設園芸等燃油価格高騰対策実施要領細則一般社団法人日本施設園芸協会 施設園芸等燃油価格高騰対策実施要領</p> <p>日 施 園 第 1 7 号 平成 2 5 年 4 月 2 6 日 一般社団法人 日本施設園芸協会</p> <p>改正 平成 2 5 年 5 月 3 0 日 改正 平成 2 6 年 4 月 1 日 改正 平成 2 7 年 1 月 9 日 改正 平成 2 7 年 6 月 1 5 日 改正 平成 2 8 年 4 月 6 日 改正 平成 2 9 年 3 月 3 0 日 改正 平成 3 0 年 4 月 5 日 改正 平成 3 1 年 4 月 2 4 日 改正 令和 2 年 2 月 1 2 日 改正 令和 4 年 2 月 3 日</p> <p>(略)</p>

附則 (令和 4 年 3 月 1 0 日日施園第 2 2 9 号)

この開催は、令和 4 年 3 月 1 0 日から施行する。

(別紙様式) (略)

別紙（施設園芸セーフティネット構築事業で契約期間満了（一部満了・一部解約）の場合）
（または（積立金返還））

補助金額差額分の内訳（契約期間満了（一部満了・一部解約）（または（積立金返還）））

1 組織名 ○○○○、 契約管理番号 _____

2 参加構成員数 名

3 参加構成員ごとの内訳（令和○○年○○月○○日現在）

番号	氏名	住所	選択肢 ・115% ・130% ・150% ・170%	油種 ・A重油 ・灯油	積立金残高 (A)	補助金残高 (B)	返還額(円) (B) - (A)
1			・115% ・130% ・150% ・170%	A重油 灯油			0
2			・115% ・130% ・150% ・170%	A重油 灯油			
合 計			115%	A重油 (○○.○ 円/ℓ)			
				灯油 (○○.○ 円/ℓ)			
			130%	A重油 (○○.○ 円/ℓ)			
				灯油 (○○.○ 円/ℓ)			
			150%	A重油 (○○.○ 円/ℓ)			
灯油 (○○.○ 円/ℓ)							
170%	A重油 (○○.○ 円/ℓ)						
	灯油 (○○.○ 円/ℓ)						

(注) 番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。

- ※1 協議会の全支援対象者が契約期間満了の場合には、別業1の様式を使用すること。
- ※2 積立金に相当する補助金を全額受領しておらず、支援対象者ごとの積立金に対応する補助金相当額を特定できない状況で、一部支援対象者が契約期間満了（一部満了・一部解約）（または積立金返還）により、補助金残高が農家積立金を超えた場合においては、別業2の様式を使用すること。

(別紙様式) (略)

別紙（施設園芸セーフティネット構築事業で契約期間満了（一部満了・一部解約）の場合）
（または（積立金返還））

補助金額差額分の内訳（契約期間満了（一部満了・一部解約）（または（積立金返還）））

1 組織名 ○○○○、 契約管理番号 _____

2 参加構成員数 名

3 参加構成員ごとの内訳（令和○○年○○月○○日現在）

番号	氏名	住所	選択肢 ・115% ・130% ・150% (新設)	油種 ・A重油 ・灯油	積立金残高 (A)	補助金残高 (B)	返還額(円) (B) - (A)
1			・115% ・130% ・150% (新設)	A重油 灯油			0
2			・115% ・130% ・150% (新設)	A重油 灯油			
合 計			115%	A重油 (○○.○ 円/ℓ)			
				灯油 (○○.○ 円/ℓ)			
			130%	A重油 (○○.○ 円/ℓ)			
				灯油 (○○.○ 円/ℓ)			
			150%	A重油 (○○.○ 円/ℓ)			
灯油 (○○.○ 円/ℓ)							
(新設)	(新設)						
	(新設)						

(注) 番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。

- ※1 協議会の全支援対象者が契約期間満了の場合には、別業1の様式を使用すること。
- ※2 積立金に相当する補助金を全額受領しておらず、支援対象者ごとの積立金に対応する補助金相当額を特定できない状況で、一部支援対象者が契約期間満了（一部満了・一部解約）（または積立金返還）により、補助金残高が農家積立金を超えた場合においては、別業2の様式を使用すること。

別葉 1、2 (略)

別紙 2 (茶セーフティネット構築事業の場合)

補助金額差額分の内訳 (契約期間満了 (一部満了・一部解約))

1 組織名 ○○○○、 契約管理番号 _____

2 参加構成員数 名

3 参加構成員ごとの内訳 (令和○○年○○月○○日現在)

番号	氏名	住所	選択肢 ・115% ・130% ・150% ・170%	油種 ・A重油	積立金残高 (A)	補助金残高 (B)	返還額 (円) (B) - (A)
1			・115% ・130% ・150% ・170%	A重油			0
2			・115% ・130% ・150% ・170%	A重油			
3			・115% ・130% ・150% ・170%	A重油			
4			・115% ・130% ・150% ・170%	A重油			
合 計			115%	A重油 (○○. ○円/ ㊦)			
			130%	A重油 (○○. ○円/ ㊦)			
			150%	A重油 (○○. ○円/ ㊦)			
			170%	A重油 (○○. ○円/ ㊦)			

(注) 番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。

別葉 1、2 (略)

別紙 2 (茶セーフティネット構築事業の場合)

補助金額差額分の内訳 (契約期間満了 (一部満了・一部解約))

1 組織名 ○○○○、 契約管理番号 _____

2 参加構成員数 名

3 参加構成員ごとの内訳 (令和○○年○○月○○日現在)

番号	氏名	住所	選択肢 ・115% ・130% ・150% (新設)	油種 ・A重油	積立金残高 (A)	補助金残高 (B)	返還額 (円) (B) - (A)
1			・115% ・130% ・150% (新設)	A重油			0
2			・115% ・130% ・150% (新設)	A重油			
3			・115% ・130% ・150% (新設)	A重油			
4			・115% ・130% ・150% (新設)	A重油			
合 計			115%	A重油 (○○. ○円/ ㊦)			
			130%	A重油 (○○. ○円/ ㊦)			
			150%	A重油 (○○. ○円/ ㊦)			
			(新設)	(新設)			

(注) 番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。